2－2－5－3．保有個人データの訂正等（法第26条関連）

法第26条第１項

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

法第26条第２項

個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

個人情報取扱事業者は、本人から、保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって訂正等を求められた場合には、原則※1として、訂正等※2を行い、訂正等を行った場合には、その内容を本人に対し、遅滞なく通知しなければならない（2－1－4．「＊電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。）。

なお、他の法令の規定により特別の手続が定められている場合には、当該特別の手続が優先されることとなる。

※1「原則」…利用目的から見て訂正等が必要ではない場合や誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知※3しなければならない。

※2「訂正等」とは、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除※4をいう。

※3「本人に通知」については、2－1－7．参照。

※4「削除」とは、不要な情報を除くことをいう。

【訂正を行う必要がない事例】

事例）訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合

2－2－5－4．保有個人データの利用停止等（法第27条関連）

法第27条第１項

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

法第27条第２項

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第23条第１項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

法第27条第３項

個人情報取扱事業者は、第１項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

個人情報取扱事業者は、本人から、手続違反※1の理由により保有個人データの利用の停止等※2が求められた場合には、原則※3として、当該措置を行わなければならない。なお、利用の停止等を行った場合には、遅滞なく、その旨を本人に通知※4しなければならない（2－1－4．「＊電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。）。

※1「手続違反」とは、同意のない目的外利用、不正な取得、又は同意のない第三者提供をいう。

※2「利用の停止等」とは、保有個人データの利用の停止、消去※5又は第三者への提供の停止をいう。

※3「原則」…違反を是正するための必要な限度を超えている場合や手続違反である旨の指摘が正しくない場合には、利用の停止等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、利用の停止等を行わない旨を本人に通知しなければならない。

なお、保有個人データの全部消去を求められた場合であっても、利用停止によって手続違反を是正できる場合であれば、そのような措置を講ずることにより、義務を果たしたことになり、必ずしも、求められた措置をそのまま実施する必要はない。

※4「本人に通知」については、2－1－7．参照。

※5「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

また、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止に応じる等、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

2－2－5－5．理由の説明（法第28条関連）

法第28条

個人情報取扱事業者は、第24条第３項、第25条第２項、第26条第２項又は前条第３項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部についてその措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

個人情報取扱事業者は、保有個人データの公表・開示・訂正・利用停止等において、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知※する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するように努めなければならない。

※「本人に通知」については、2－1－7．参照。

2－2－5－6．開示等の求めに応じる手続（法第29条関連）

法第29条第１項

個人情報取扱事業者は、第24条第２項、第25条第１項、第26条第１項又は第27条第１項若しくは第２項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。